

奈良県告示第百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

平成二十二年六月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 解除予定保安林の所在場所 奈良市別所町三七の二、三九の二、四〇の二、三一五の二、三一六の二、三一八、三二六の二、三二七の二、三二七の三

二 保安林として指定された目的 水源のかん養

三 解除の理由 農道用地とするため